２０２５年６月２日

お客さま各位

大分市王子中町４番１０号
株式会社豊和銀行

当行は、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」第３条第１項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告致します。

対象となる預金等につきましては、預金保険機構への納付の日をもって、お客さまの当行に対する預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当行を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細は、お取扱いの店舗までご照会ください。

１．対象となる預金等

２０１５年１月１日から２０１５年１２月３１日に最終異動日等があった預金等

２．預金保険機構への納期限（※）

２０２６年６月２日

※ 法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以　上